

新潟市テナント等家賃減額協力金事業 【申請受付要領】

■ 受付期間

令和2年5月11日（月）から 同年6月30日（火）まで

■ 受付方法

郵送受付のみとなります。※令和2年6月30日（火）の消印有効

（宛先）〒951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 14階

新潟市協力金相談センター 受付係 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

■ 問い合わせ先

新潟市協力金相談センター

（電話）**025-211-8650**

（受付時間）午前9時から午後6時まで（土日祝日を含む）

■ 申請に必要な書類の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 テナント協力金

検索

（URL）

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/tenanyachin.html

② 市・区役所窓口

- ・新潟市役所 総合案内
- ・新潟市役所 経済部 産業政策課（ふるまち庁舎5階）
- ・各区役所 産業担当課

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分までです（土日祝日を除く）。

※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。ご不明な点は協力金相談センターへお問い合わせください。

1 概要

新型コロナウイルス感染防止に向けて、令和 2 年 4 月 21 日に新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じて休業等に協力する市内事業所等の家賃の減額にご協力いただく貸主に対して、協力金を支給します。

2 支給対象者

以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

(対象要件)

- (1) 新潟県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」(令和 2 年 4 月 21 日) に応じて市内対象施設の休止や営業時間の短縮に協力する中小企業又は個人事業主との間で、当該施設の賃貸借契約を締結していること
- (2) 新潟県の緊急事態措置(令和 2 年 4 月 21 日) 以前に、賃貸借契約を締結していること
- (3) 新潟県の緊急事態措置の期間(令和 2 年 4 月 22 日から令和 2 年 5 月 6 日)のうち、少なくとも令和 2 年 4 月 24 日から 5 月 6 日まで全ての期間において、当該施設が休止や営業時間の短縮を行っていること
- (4) 関係する法令等の規定を順守していること
- (5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 6 1 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

※(4)・(5)については、要件を満たしていることを申請の際に誓約していただきます。

※対象施設は別表 1 のとおりです。

(参考)「中小企業」の定義について(中小企業基本法第 2 条第 1 項)

業種	資本金 または 従業員	
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5000 万円以下	50 人以下

3 支給金額

① 支給率・上限額

新潟県の要請（令和 2 年 4 月 21 日）に応じて市内対象施設の休止や営業時間の短縮に協力する中小企業及び個人事業主に対する家賃及び共益費の減免額の 3 分の 2（貸主 1 者あたり上限 20 万円）

※貸主 1 者あたり、1 回限りの申請となります。

※1つのテナントを共同で所有している場合は、代表貸主の申請としてください。

※協力金の算定において小数点以下の端数が生じる場合は、切り捨てにより算出します。

② 支給対象経費

令和 2 年 2 月 1 日から 5 月 31 日までに支払いが発生する賃料および共益費（消費税を除く）

※令和 2 年 2 月 1 日から申請日の前日までに、変更契約書等により減免が確認できる額

※事業用として区別できるものに限る

※既に支払い済みの家賃および共益費を遡って減免した場合も対象となります

※支払いの猶予は本協力金の対象外です。（減免した対象経費を他の月の支払いに上乗せする場合も、本協力金の対象外です。）

（計算例）

（例 1）1つのテナントを減額した場合

テナント A 15 万円→7 万円（8 万円を減額） $8 \text{万円} \times 2/3 = \underline{53,333 \text{円}} \text{（支給額）}$

※上記の減額を 3 か月分行った場合は $8 \text{万円} \times 3 \times 2/3 = \underline{16 \text{万円}} \text{（支給額）}$

（例 2）複数テナントを減額した場合

テナント A 20 万円→10 万円（10 万円を減額） 2 か月分

テナント B 10 万円→8 万円（2 万円を減額） 3 か月分

テナント C 8 万円→6 万円（2 万円を減額） 2 か月分

$(20 \text{万円 (A)} + 6 \text{万円 (B)} + 4 \text{万円 (C)}) \times 2/3 = \underline{20 \text{万円}} \text{（支給額）}$

4 問い合わせ先及び申請書類、申請受付期間、申請方法

(1) 問い合わせ先

新潟市協力金相談センター（電話番号）**025-211-8650**

（受付時間）午前 9 時から午後 6 時まで（土日祝日を含む）

(2) 申請受付期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）から 6 月 30 日（火）まで

(3) 申請書の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 テナント協力金

検索

(URL)

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/tenanyachin.html

② 市・区役所窓口

- ・新潟市役所 総合案内
- ・新潟市役所 経済部 産業政策課（ふるまち庁舎5階）
- ・各区役所 産業担当課
 - ※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分までです。（土日祝日を除く）
 - ※ 申請書類の郵送による提供は行いません。
 - ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口で説明は行いません。ご不明な点は協力金相談センター（025-211-8650）にお問い合わせください。

(3) 申請受付方法

- ・ **郵送受付のみ**となります。別表2で規定する提出書類を郵送してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類の返却はいたしません。
- ・ 提出書類を次の宛先に郵送ください。

（宛先）〒951-8061 ※ 6月30日（火）の消印有効
新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 14階
新潟市協力金相談センター 受付係 宛
電話番号：025-211-8650

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

5 協力金の支給

- (1) 本協力金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金の支給(不支給)の決定をしたときは、支給(不支給)に関する通知を送付します。
- (3) 本協力金は、支給を決定後、概ね1週間程度で指定口座へ振り込みます。
- (4) 申請書類の提出後、2週間を経過しても採択・不採択の決定通知が来ない場合は、協力金相談センター(電話番号：025-211-8650)へお問い合わせください。

6 その他

- (1) 本協力金の支給に関して、必要に応じ、対象施設の休業等の取組状況や営業再開の状況等に関する検査を行い、又は報告を求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金を支払うことになります。
- (3) 賃貸借契約に家賃債務保証会社が含まれている場合は、減額の合意を行う前に、家賃債務保証会社との契約内容をご確認ください。

別表1 新潟県の休業要請等対象施設一覧

(1) 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	施設例
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬（車・舟）券売場、ライブハウス
文教施設	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校）
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室
運動、遊技施設	体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボーリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク、遊園地
劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗（ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く。）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室）、整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。）

(2) 営業時間短縮の協力を要請する施設

施設の種類	施設例
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、夕ピオカ屋、屋形船 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。） ※もともと朝5時から夜8時までの時間帯の中で営業している飲食店は、新潟県からの協力要請の対象外となっており、営業時間の短縮や休業した場合でも該当となりません。

※対象施設の詳細は、県の要請の取り扱いに準じます。

別表 2

提出書類一覧		チェック リスト
申請書	1 新潟市テナント等家賃減額協力金申請書 (様式 1)	<input type="checkbox"/>
	2 支給金額計算書 (様式 2)	<input type="checkbox"/>
添付資料	3 賃貸借契約書の写し ※賃貸人・賃借人・賃料・支払期日がわかる部分を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	4 賃料の減免について賃借人と合意したことを示す書類の写し ※変更契約書や覚書、合意書などの書類で賃貸人・賃借人・減免後の賃料がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	5 テナントが新潟県の協力要請の対象施設であることを確認できる書類 (複数テナントを減額した場合、テナント毎に必要) ① 店舗の外観写真 ※看板等の店舗名が分かる写真を撮影したもの。 ② 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に応じていることがわかる資料 (写しで可) 例) 休業を告知する HP、SNS、店舗ポスターの写真、チラシ、DM、新潟県の休業要請 (4 月 24 日～5 月 6 日) に係る「新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または、「新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」の支給決定通知書など ※休業する事業所等の名称や休業の期間、通常営業時間・営業時間短縮後の双方がわかるもの。 ③ テナントの業種が判断できるもの ※店舗の営業にあたり許可証等がある場合はその写しや、店舗の業種が判断できる写真など	<input type="checkbox"/>
	6 申請書記載の口座情報 (金融機関名、振込先口座、口座名義及び支店番号等) がわかる通帳等の写し (通帳の場合、表紙の裏など) ※申請者と同一名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>